

入札公告【総合評価落札方式】
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る平成23年度本予算が成立し、予算示達がなされ、かつ平成23・24年度の地質調査業務の一般競争(指名競争)参加資格を受けることを条件とするものである。

平成23年2月10日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局名四国道事務所長 村松 千明

1 業務の概要

(1) 業務名 平成23年度 23号名豊道路東部地区水文調査(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、国道23号名豊道路東部地区(豊橋東・豊橋B.P.)において水文調査を行うものである。

(3) 履行期限 平成23年4月1日から平成24年3月30日

(4) 入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。また、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準の基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が2,000万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書(以下「申請書等」という。)の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

また、本業務は、申請書等(技術提案書は除く)を提出する際に見積書の提出を求めるものとする。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：国土交通省中部地方整備局名四国道事務所 経理課

〒467-0847 名古屋市瑞穂区神穂町5番3号

TEL 052-823-7912 FAX : 052-823-7905

まで持参により提出すること。

- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の①に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を地質調査業務として申請していること。

なお、平成23年4月1日時点において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の地質調査業務の認定を受けていなければならない。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ ① ②に掲げる平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていない者も申請書等を提出することができるが、競争参加資格確認申請書の提出期限までに平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を地質調査業務として申請を行うこと（②に掲げる設計共同体の構成員についても同様とする）。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成13年度以降に完了した以下に示す業務（平成22年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：東三河地域※での道路の建設に関する水文調査

類似業務：上記地域以外での道路の建設に関する水文調査

※東三河地域とは豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、
北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）を指す

(4) 配置予定主任技術者の資格に関する要件

配置予定主任技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

また、申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

技術士（応用理学部門）、土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む。）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

※ RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格してお

り、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

- ※ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の 20 年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定主任技術者の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。
- ※ 関連分野の 20 年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において 20 年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。
なお、指導的立場とは受注者であれば主任技術者、発注者であれば管理職相当とする。
- ※ 十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、主任技術者として 10 件以上の経験を有する者とする。

(5) 配置予定主任技術者の業務実績に関する要件

配置予定主任技術者は、平成 13 年度以降に完了した同種又は類似業務（平成 22 年度完了予定も対象に含む）において 1 件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：東三河地域※での道路構造物の建設に関する水文調査

類似業務：上記地域以外での道路構造物の建設に関する水文調査

※東三河地域とは豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、

北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）を指す

(6) 配置予定主任技術者の手持ち業務に関する要件

1) 平成 23 年 4 月 1 日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者であること。

ただし、平成 23 年 4 月 1 日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が 2 億円未満かつ手持ち業務の件数が 5 件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任（管理）技術者、現場代理人、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円以上の業務をいう。

2) 本業務の履行期間中は配置主任技術者の手持ち業務量が 1) に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の

措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置主任技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - ② 当該配置主任技術者と同等の技術者資格を有する者
 - ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
 - ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- 3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定主任技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定主任技術者の経歴等」及び「予定主任技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。
- ① 配置予定主任技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - ② 配置予定主任技術者と同等の技術者資格を有する者
 - ③ 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における主任技術者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である者
 - ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 技術提案書に関する要件

- 1) 入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。
 - ①実施方針
 - ②業務実施体制

(8) 業務実施体制に関する要件

申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書に記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ①技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できな

い場合。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記a)又はb)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、

3 (2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

②上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

①技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)、4)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

1) 基本事項評価（企業）

2) 基本事項評価（技術者）

3) 技術提案書

4) 技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格点の配分点は60点とする。

(3) 技術提案書の評価基準等

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

①基本事項評価（企業）

業務実績、業務成績、業務拠点、企業信頼度（指名停止等の措置）

②基本事項評価（技術者）

業務実績、業務成績、技術者信頼度（優良表彰の有無）

③技術提案書

実施方針、業務実施体制

※①の項目で最大15点、②の項目で最大15点、③の項目で最大30点を加算点とする。

④技術提案の履行確実性に関する評価

履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の3. のとおり。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒467-0847 名古屋市瑞穂区神穂町5番3号

国土交通省 中部地方整備局 名四国道事務所 調査課

電話 052-823-7917

FAX 052-811-1169

メールアドレス : meishi@cbm.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等（仕様書含む）の交付期間、場所及び方法

入札説明書等（仕様書含む）の交付期間：別表②のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス : <http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、掲示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、申請書等の作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、1(4)の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

(3) 申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書、資料及び見積書を提出するもの

とし、技術提案書は、「電子メール」、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、申請書、資料及び見積書を持参又は郵送等により4（1）まで提出すること。詳しい提出方法については入札説明書による。

- ・提出期間：以下のとおり提出期間が異なるため、注意すること。

　　様式1～7及び見積書 別表③1)のとおり

　　様式8～10 別表③2)のとおり

※注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

（4）入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により1（4）まで持参又は郵送等すること。

③開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

5 その他

（1）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）落札者の決定方法

3（1）に記したとおりとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

（5）契約書作成の要否 要。

（6）関連情報を入手するための照会窓口 4（1）に同じ。

（7）申請書等に対する留意事項

申請書等の提出がない場合又は2（10）の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

- (8) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある（入札説明書参照）。
- (9) 本入札に係る落札及び契約締結の条件は、当該業務に係る平成23年度本予算が成立し、予算示達がなされ、かつ平成23・24年度の地質調査業務の一般競争（指名競争）参加資格を受けた場合とする。
- (10) 詳細については、入札説明書による。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成 23 年 3 月 11 日
②	入札説明書等（仕様書含む）の交付期間	平成 23 年 2 月 10 日から 平成 23 年 3 月 16 日まで
③	申請書等の提出期間	1) 様式 1 ~ 7 及び見積書 平成 23 年 2 月 14 日から平成 23 年 2 月 18 日までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 2) 様式 8 ~ 10 平成 23 年 2 月 25 日から平成 23 年 3 月 7 日までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成 23 年 3 月 17 日 10 時 00 分から 平成 23 年 3 月 18 日 16 時 00 分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成 23 年 3 月 22 日 10 時 00 分 名四国道事務所入札室

別添資料

履行確実性の審査・評価のための追加書類等

1 調査基準価格

調査基準価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
補償関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

なお、「設計業務等における新たな積算手法の試行について」（平成21年5月22日国官技第45号）の試行対象となっている業務においては、下表のそれぞれの項目に記載された額とする。

業務区分	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費（積み上げ部分）の額	直接経費（積み上げ部分）及び間接原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

2 履行確実性に関する評価のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

様式1 当該価格により入札した理由

様式2 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書

様式2-1 一般管理費等内訳書

様式3 当該契約の履行体制

様式4 手持の建設コンサルタント業務等の状況

様式4-1 手持ち業務の人工

様式5 配置予定技術者名簿

様式5-1 直接人件費内訳書

様式6 手持機械等の状況

様式7 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

- ・過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し
- ・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）
- ・増員担当技術者の経歴を証明できる書面
- ・平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名（ヒアリングの当日に持参し提出すること）
- ・その他、様式1～7の書面を説明する上で必要となる書面（ヒアリングの当日に持参すること）

なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者、増員担当技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。

また、入札者の都合による追加資料の提出後の修正及び再提出は一切認めない。

3 技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要

(1) 技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、入札説明書の履行確実性に関するヒアリング及び開札後に提出される追加資料等をもとに行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点（以下「技術提案評価点」という。）をその履行確実性に応じて付与する。

なお、ヒアリングに応じない場合（ヒアリングの日時、指定場所に来なかつた場合を含む）及び追加資料の提出を求められた者が追加資料（ヒアリングの当日に持参し提出する書面を含む）を提出期限までに提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。（ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く）

(2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a)業務内容に対応した費用が計上されているか、b)配置予定技術者（増員担当技術者含む、照査技術者除く。以下、同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、c)品質管理体制が確保されているか、d)再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a)からd)までの各項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

(3) 審査の内容は、次のとおりとする。

a) 業務内容に対応した費用が計上されているか

審査内容	様式	審査結果
直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費等が必要額を確保しているかを審査する。	様式1 様式2 様式2-1 様式5-1 様式6	○：確保されていると認められる。 ×：確保されていると認められない。

必要額は、1. 調査基準価格の表中の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）に基づいて算出される、調査基準価格算出の基礎となった①～④のそれぞれの項目に記載された額とする。

b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

審査内容	様式	審査結果
配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	様式3 様式5 様式5-1	○：確保されていると認められる。 ×：確保されていると認められない。
配置予定技術者の人工が適正であるか	様式4 様式4-1 様式7	○：適正であると認められる。 ×：適正であると認められない。

上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目b)の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。

※なお、様式には過去3カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写しを含む

c) 品質管理体制が確保されているか。

審査内容	様式	審査結果
照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	様式3 様式5 様式5-1	○：確保されていると認められる。 ×：確保されていると認められない。
照査予定技術者の人工は適正であるか。	様式4 様式4-1 様式7	○：適正であると認められる。 ×：適正であると認められない。

上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目③の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。

【照査技術者未設定業務の場合】

- ①及び②の審査において、品質確保の観点からも審査したうえで、①及び②の審査結果を参考に審査する。

※なお、様式には過去3カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写しを含む

d) 再委託先への支払いは適正か。

審査内容	様式	審査結果
再委託業務内容を再委託先が確認しているか。	様式2 様式3 様式5-1	○：確認していると認められる。 ×：確認していると認められない。

	再委託先見積 書	
--	-------------	--

再委託するものではなく、全て自社にて実施する旨の説明があった場合には、業務内容に応じた費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて厳格な審査が必要であるため、①及び②の審査結果を参考に、再委託業務がないという状況を踏まえた必要額等であるか否かについて審査する。

(4) 評価に当たっては、次的方式により行うものとする。

- ① 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(2)の履行確実性の評価をAとし、履行確実性度を1.0として評価するものとする。
- ② 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(2)a)からd)までの審査項目を(3)に示した様式等を基に審査した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

4 その他

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、業務実施中及び業務完了後において、履行確実性に関する評価において追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める）により、履行状況や成果等について下記の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映させる場合がある。

【確認項目】※以下の審査項目a)～d)とは、履行確実性に関する評価の審査項目

- ①審査項目a)～c)において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ②審査項目d)において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他、「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備 等

様式 1

当該価格により入札した理由

様式2

入札価格の内訳書【建築関係の建設コンサルタント業務以外】
(道路詳細設計業務の場合の標準記載例)

業務名称								
設計書コード								
項目	工種	種別	細別	業務実施金額 (A=B+C)	うち自社実 施金額(B)	うち再委託 予定金額(C)	官積 算額 (D)	備考
直接業務費	道路構造物 設計	道路設計	道路詳細 設計(A)					一次内訳書－1
	打合せ	打合せ協議						
	直接経費	旅費交通費						
		電子成果物						
間接業務費	技術経費							諸経費に係る内 訳書
	諸経費							
合計								再委託予定金額 の比率○○%

入札価格の内訳書の明細書【建築関係の建設コンサルタント業務以外】
 (道路詳細設計業務の場合の標準記載例)

(一次内訳書の様式)

一次内訳書－1 道路詳細設計 1 kmあたりの費用内訳						
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積算額	備考
直接業務費	設計計画及び施工計画	(km) 式				
	現地踏査	(km) 式				
	平面縦断設計	(km) 式				
	横断設計	(km) 式				
	道路付帯構造物・小構造物設計	(km) 式				
	仮設構造物・用排水設計	(km) 式				
	設計図	(km) 式				
	数量計算	(km) 式				
	照査	(km) 式				
	小計					

(諸経費に係る内訳書の様式)

諸経費の内訳					
項目	工種	種別	細別	業務実施金額	備考
間接業務費	諸経費	間接業務費	業務管理費		
		一般管理費等	一般管理費		
			付加利益		
	諸経費計				

【一般管理費等内訳書】

樣式 2 - 1

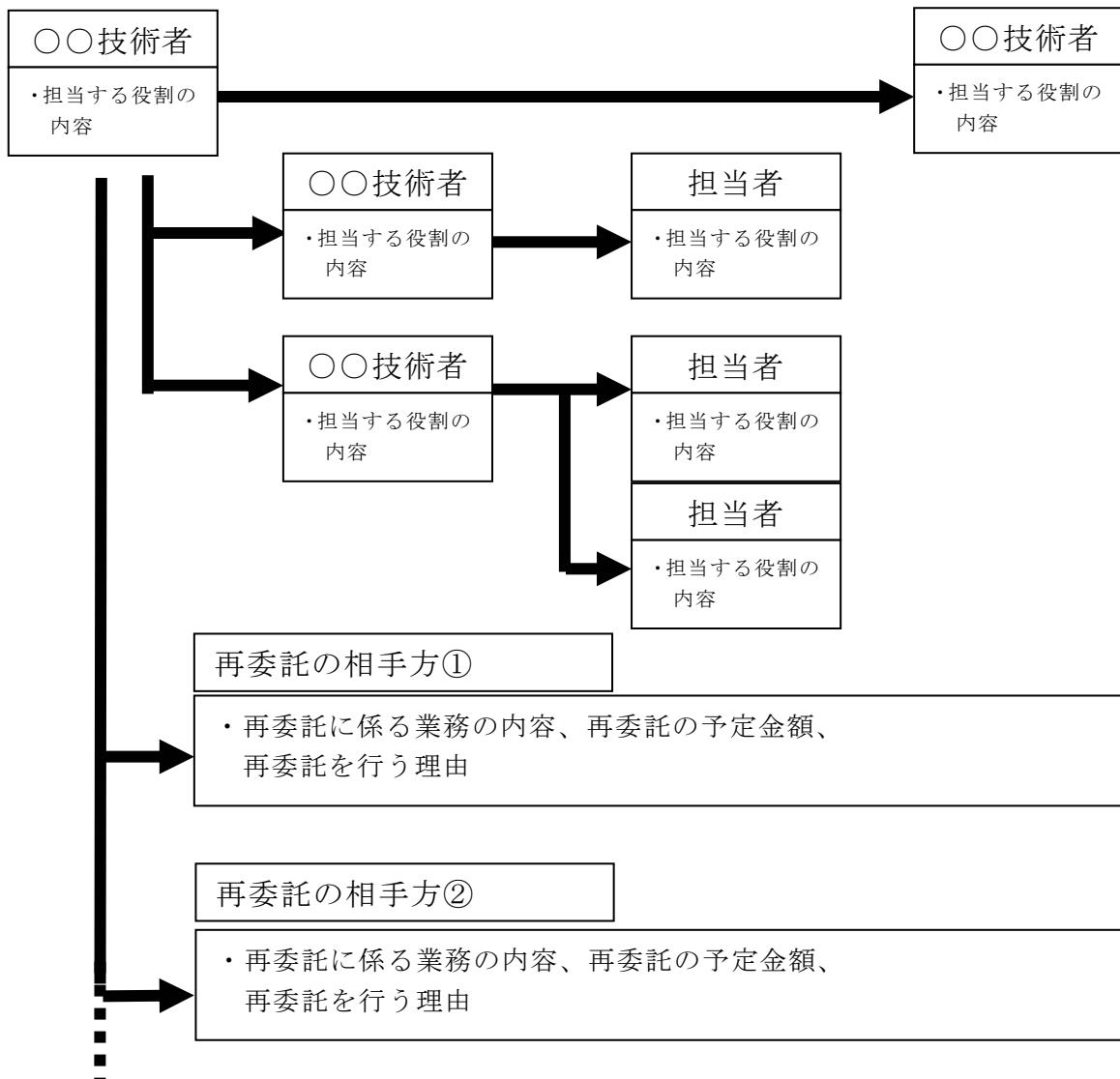
一般管理費等內訛書

契約対象業務名		
費目・項目	金額(円)	備考
一般管理費等		
.....		
.....		
.....		
法定福利費		
旅費交通費		
事務用品費		
通信運搬費		
水道光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		
.....		
.....		

様式3

当該契約の履行体制

(1) 履行のための体制図（全体像）



(2) 業務に係る実施体制

技術者の区分	氏名	役職・部署	担当する役割	備考

様式 4

手持の建設コンサルタント業務等の状況

(技術者) (氏名 :)

業務名	発注機関	履行期間	契約金額	備考

様式 4－1

手持ち業務の人工(当該業務も含む)

(技術者)(氏名:)		手持ち業務の人工(当該業務も含む)												日数を記入								
業務名・業務項目	業務名・業務項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考								
業務名	業務名	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1								
業務名	業務名	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7								
A業務	○○検討										1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5						
	○○調査										1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0						
	○○整理										1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						
	報告書作成															2.5	2.5					
	小計										1	1	2	2	2	2.5	2	1	1	3.5	2.5	
B業務	○○検討										1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5						
	○○調査										1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0						
	○○整理										1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						
	報告書作成															2.5	2.5					
	小計										1	1	2	2	2	2.5	2	1	1	3.5	2.5	
C業務											1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5						
											1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0						
											1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						
																2.5	2.5					
	小計										1	1	2	2	2	2.5	2	1	1	3.5	2.5	
人工合計(日)											3	3	6	6	6	7.5	6	6	3	3	10.5	7.5

樣式 5

配置予定技術者名簿

樣式 5 - 1

直接人件費內訛書

樣式 6

手持機械等の状況

＜自社又は再委託予定先が機械を保有している場合＞

＜自社又は再委託予定先が機械をリースする場合＞

様式 7

過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

(技術者) (氏名 :)

通し番号	業務名	発注者名	履行期間	契約金額	業務成績評定点	備考